

# 薬学実践実習に関する アンケート調査のお願い

薬学教育協議会

本間 浩

2026年 1月30日

# 本日の内容

- ・「追加の実習」(薬学実践実習)の目的・概要等について
  - ・アンケート調査の説明とお願い
- 
- ・2026年1月23日付で、病院・薬局実務実習推進委員会から「薬学実践実習に関する指針」を公表しました。
  - ・アンケート調査をお願いするにあたり、この指針に基づきお話ししますが、実施までに修正が有り得ますのであらかじめご了承ください。

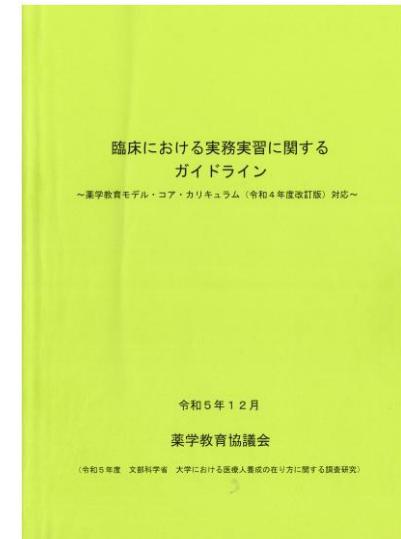
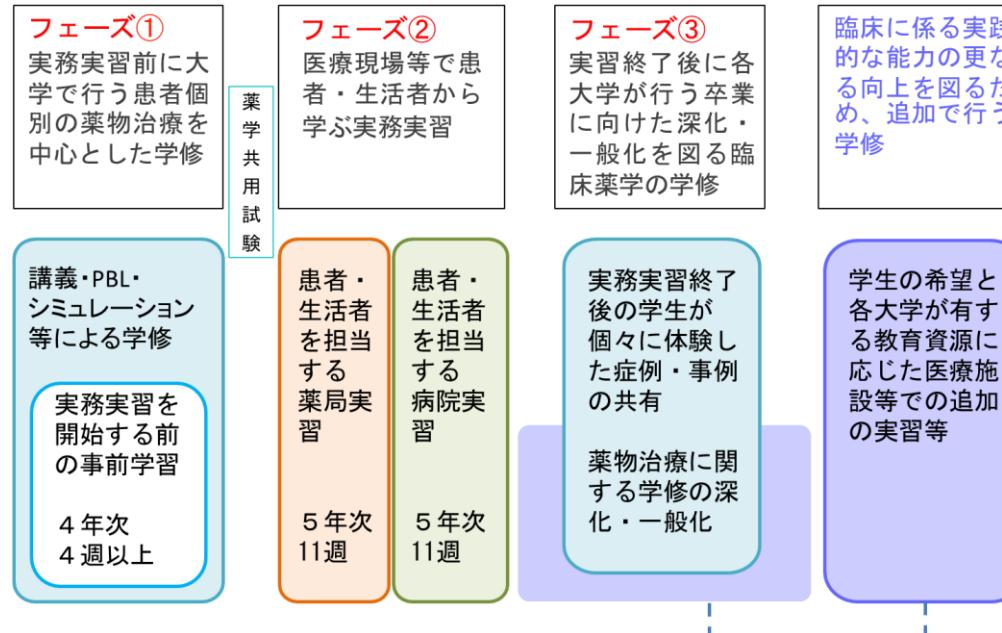
# 背景と経緯

令和5年12月

「臨床における実務実習に関するガイドライン～薬学教育モデル・コア・カリキュラム(令和4年度改訂版)対応～」公表

## (3) 実務実習の更なる充実のために

22週の実務実習終了後、各学生の希望と各大学が有する教育資源に応じ、病院又は薬局で行う追加の実習を選択で実施し、臨床に係る実践的な能力の更なる向上を図る。この追加の実習等を8週間程度実施できることを目指して、大学は環境の整備に努める。



# 薬学教育協議会

新薬剤師養成問題懇談会

## 病院・薬局実務実習の運営 (実務実習の円滑な実施と質向上)

実務実習ガイドラインの作成、見直しなど

実務実習の問題点の把握と改善

病院・薬局実務実習  
推進委員会

病院・薬局実務実習  
中央調整機構委員会

薬学実務実習ガイドライン改訂WG

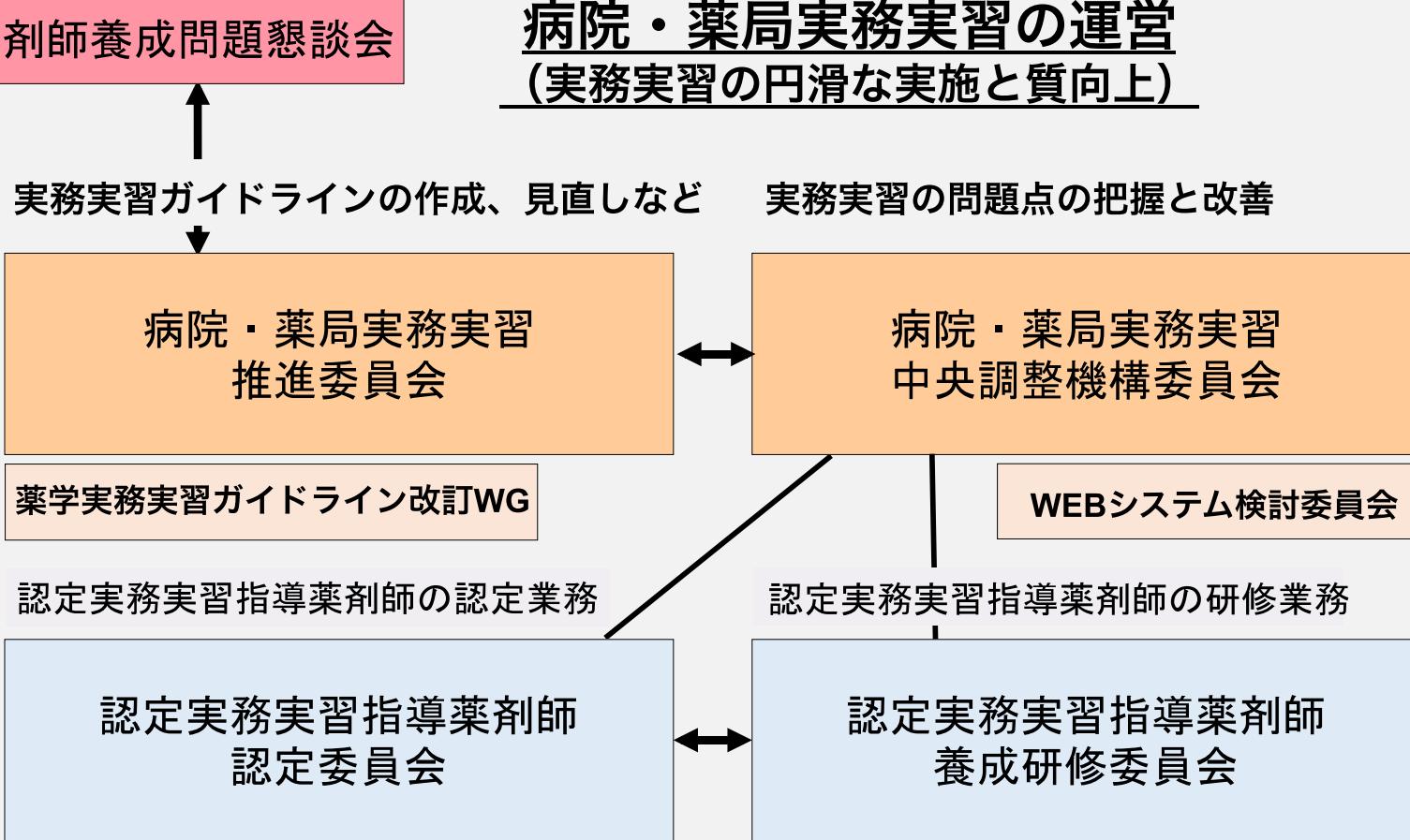
WEBシステム検討委員会

認定実務実習指導薬剤師の認定業務

認定実務実習指導薬剤師の研修業務

認定実務実習指導薬剤師  
認定委員会

認定実務実習指導薬剤師  
養成研修委員会



# 薬学教育協議会 病院・薬局実務実習推進委員会

区分			
小比賀 聰	国公立大学薬学部長(科長・学長)	幹事	大阪大学大学院薬学研究科長
原 英彰		来年度幹事	岐阜薬科大学学長
楠 文代	私立薬科大学協会	会長	東京薬科大学理事長
井上 圭三		前会長	帝京大学理事
奥田 真弘	日本病院薬剤師会	副会長	大阪大学医学部附属病院薬剤部長
吉村 知哲		薬学教育委員	岐阜薬科大学教授
長津 雅則	日本薬剤師会	常務理事	
山田 武志		常務理事	
石井伊都子	日本薬学会	会頭	千葉大学付属病院薬剤部長
西島正弘	薬学教育評価機構	理事長	
増野 匡彦	薬学共用試験センター	理事長	
本間 浩	薬学教育協議会	代表理事	
太田 茂	大学関係者		和歌山県立医科大学薬学部長
鈴木 匡			名古屋市立大学特任教授
荒田 洋一郎			帝京大学薬学部教授
亀井 美和子			帝京平成大学薬学部長



令和7年4月時点

## 実務実習ガイドライン改訂WG

鈴木 匡	名古屋市立大学特任教授
石井 伊都子	千葉大学病院薬剤部長
小黒 佳代子	日本薬剤師会理事
太田 茂	和歌山県立医科大学薬学部長
大津 史子	名城大学薬学部教授
角山 香織	大阪医科大学薬学部専門教授
小佐野 博史	帝京大学名誉教授
富岡 佳久	東北大学大学院薬学研究科教授
中村 智徳	慶應義塾大学薬学部教授
永田 泰造	桜台薬局 代表取締役
橋詰 勉	京都薬科大学薬学部教授
平田 収正	和歌山県立医科大学薬学部教授
真野 泰成	東京理科大学薬学部教授
八重 徹司	鈴鹿医療科学大学薬学部教授
本間 浩	薬学教育協議会代表理事

令和7年4月時点

# 文部科学省 調査研究委託事業

## 実務実習ガイドライン改訂WG

令和6年9月～  
11回会議(ほぼ月に1回)

## 病院・薬局実務実習推進委員会

令和7年1月、2月  
令和8年1月

# 病院・薬局実務実習推進委員会

## 第4回(令和7年度第1回)

日時:令和8年1月14日(水)

## 「薬学実践実習に関する指針」

令和8年1月23日公表

### 薬学実践実習に関する指針

令和5年12月に公表された「臨床における実務実習に関するガイドライン」には、「2-1 (3) 実務実習のさらなる充実のために」において「22週の実務実習終了後、各学生の希望と各大学が有する教育資源に応じ、病院又は薬局で行う追加の実習を選択で実施し、臨床に係る実践的な能力の更なる向上を図る。この追加の実習等を8週間程度実施できることを目指して、大学は環境の整備に努める。」と記載された。

この「追加の実習」については、「臨床における実務実習に関するガイドライン（令和5年12月）に記載された「追加の実習」に関する対応方針」を、令和7年2月に公表した（添付資料1）。当該方針では、「追加の実習」の名称を「薬学実践実習」とし、当面は選択制の実習として設定している。

さらに、① 医療提供施設（薬局・病院）での実習（p.3 II. 「医療提供施設での薬学実践実習」とともに、② ①以外の場（行政や企業など）での実習（p.5 III. 「医療提供施設以外での薬学実践実習」）も想定している。

国内の医療提供施設（薬局・病院）での実践実習については、薬学教育協議会地区調整機構による調整作業が計画されており、各地区調整機構で十分な協議をお願いしたい。本指針は、当該方針決定後に議論された内容をまとめたものである。

#### I. 薬学実践実習について

##### I -1. 実習ユニット

- 実習はユニットごとに単位を認定する。1ユニット=1週間以上を原則とする。
- 各大学は、8週間分の実習を学生に提示することを基本とする。
- 各ユニットの実習の単位数は期間に応じて大学が設定する。
- 薬学実践実習の単位は、他の科目的単位と明確に区別して設定する。
- 各大学の実施可能な範囲で設定してよい。最終的には全ての学生が8週間程度の実習を経験できる体制を目指す。

# 背景と経緯-1

令和7年2月

臨床における実務実習に関するガイドライン(令和5年12月)に記載された「追加の実習」に関する対応方針を発出

- 「追加の実習」を**薬学実践実習**と命名
- 原則として**必修の薬学実務実習**が修了した後に行う
- 原則として**令和10年度開始**  
(遅くとも令和9年度始めには準備を整える)

原則以外は後述

# 背景と経緯-2

令和10年度開始に向けて アンケート調査実施  
アンケート2回実施予定

## 目的

- ◆実践実習の実施に向けた現状把握のため
- ◆国内医療提供施設については地区調整機構で調整を計画中
  - ➡ マッチング体制の構築の準備のため

## 対象

- ◆協議会本部から大学への調査
- ◆地区調整機構を介して医療提供施設への調査

- ・2回目はより具体的な調査
- ・質問内容は、各地区調整機構でアレンジされる可能性あり

## 目的-1

6年制薬学生の進路の多様性に鑑み、将来進む進路のために必要だと考える能力の修得、自らに必要な能力の向上を図る

多様な活躍の場で、薬剤師の社会的役割を体験し、将来のキャリア形成につなげる

## 目的-2

進路の多様性 ➡

実践実習の場は、

医療提供施設での実習と

医療提供施設以外での実習を想定

# 目的-3

## 医療提供施設での実践実習

医療提供施設での薬学実践実習は、**実務実習で修得した能力の更なる向上を目指す実習**であるため、改訂版コアカリに記載されている「F 臨床薬学」の学修目標を実務実習で修得した後、さらにその学修を重ねることで、**臨床における実践的な能力を深める**、あるいは、実務実習では時間や期間の制約上、十分に体験できなかつた内容を医療現場等で実践、体験することで、医療や地域等への視野を広げ、薬剤師として求められる基本的な資質・能力のレベルアップを図る実習内容とする。

## 目的-4

医療提供施設での実習では、

患者・生活者に対して**薬物治療の個別最適化**の経験をさらに深める

多職種連携、医療マネジメント・安全、地域医療への貢献等の観点から薬剤師として求められる基本的な資質・能力を修得することを目指す

# 概要-1

名称：「**薬学実践実習**」

当面、**選択制**の実習  
自由科目でも可

将来的には必修化を目指す

進路の多様性 ➡

**医療提供施設**での実習と

**医療提供施設以外**での実習を想定

## 概要-2

原則として  
必修の薬学実務実習(22週間)が修了した後に  
行う

医療提供施設以外での場合は、教育効果を高めるた  
めに原則に基づかない実習を行うことは差し支えない。  
ただし、11週間の実務実習を中断して行わないこと。

## 概要-3

期間： 1ユニット = 1週間 以上

8週間程度を目標とする

ユニットごとに履修可能で、連続していなくても差し支えない。

就職(採用)活動とは目的、内容が明確に異なる

実習費については現在協議中

## 概要-4

薬学実践実習の単位は、他の科目の単位と明確に区別して設定する。

主に臨床現場と協働して臨床をテーマとした研究を行うものは 薬学実践実習と言える。

薬学実践実習の趣旨に照らし、自大学の非臨床研究を実施するものは 薬学実践実習とはしない。

## 概要-5

### 医療提供施設での実践実習

「臨床における実務実習に関するガイドライン」  
に準拠

「病院・薬局実務実習に対する基本的な考え方  
(施設要件等)について」を満たしている施設

原則として、認定実務実習指導薬剤師の指導下  
連携施設、協力施設

# 内容

## 医療提供施設での実践実習

あくまでも参考例として

実務実習で修得した内容を踏まえ、患者の状態を総合的に評価して薬物療法を最適化できる臨床実践力を深化させる実習

継続的に患者を担当し、経過を追う中で薬物治療の個別最適化を実践する能力を高める実習

病院、薬局の連携を基盤として、地域連携及び多職種連携への理解を深め、それぞれの地域における医療に主体的に貢献する能力を養う実習

地域住民の健康増進や公衆衛生活動等に参画し、予防・健康支援に貢献する力を向上させる実習

臨床や地域実践で得た課題をもとに、新たなエビデンスを創出する研究能力を培う実習

# 今後の予定

## 医療提供施設での実践実習

国内の医療提供施設での実践実習については、  
薬学教育協議会**地区調整機構による調整作業**  
**が計画**されており、各地区調整機構で十分な協  
議をお願いしたい。

海外の医療提供施設での実践実習に関しては、  
各大学に企画をお願いする。

## 内容-2

### 医療提供施設以外での実践実習

あくまでも参考例として

#### (1) 行政・公的機関での実習

医薬品事業所の監視指導や医療・薬事に関する許認可手続きなどの行政業務を体験

地方薬務行政機関や地域の保健所や薬剤師会での業務を体験

#### (2) 研究機関での実習

創薬、臨床試験、品質管理などの研究業務や医薬品開発・治験関連機関での業務を体験

#### (3) その他(医薬品卸などの実習)

医薬品流通管理、医薬品情報収集、緊急時対応や在庫管理などの業務を体験

# 概要

## 医療提供施設以外での実践実習

各大学に企画をお願いする。

自大学の非臨床研究を実施するものは実践実習  
とはしない。

各大学が調整機構を介さずに企画する。

企画内容は、各地区調整機構へ情報提供してください。

(国内の医療提供施設での実践実習は、地区調整機構による調整を計画。各地区調整機構での十分な協議。)

# 評価と体制

実務実習に関するガイドラインに準拠

評価ルーブリックを使用

または

大学独自の評価を使用

大学一施設一実習生の連携重要

(実務実習と同様)

トラブル対応体制は、実務実習と同様

# 受け入れ施設のメリット

- 教育を通じた人材育成への貢献
- 現場の活性化（学生の視点の還流）
- 将来の採用活動とは分離しつつも関係構築の可能性

# 『薬学実践実習』

臨床にかかる実践的能力の深化

多様なキャリアに対応できる薬剤師の  
成長支援

# アンケートの説明（医療提供施設宛て）

説明会の後に、各地区調整機構を通じて  
医療提供施設にアンケート調査をお願いする予定

## アンケートの目的

- ・実践実習の受け入れ可能性と条件の実状把握
- ・各施設の特徴を活かした実習内容を整理
- ・地区調整機構でのマッチングと体制の構築に  
活用（調査結果は地区へフィードバック）

# アンケート調査項目-1

- 施設情報  
(薬局／病院、所在地、実務実習受け入れ状況など)
  
- 受入れ可能性
  - 実務実習生しか受け入れできない
  - 実務実習生と同時期に、実践実習生も受け入れ可能
  - 実務実習生と同時期でなければ、実践実習生の受け入れ可能
  - 実践実習生のみなら受け入れ可能
  - 実務実習生、実践実習生のどちらも受け入れられない
  - その他(自由記述)

## アンケート調査項目-2

- ・ 実習期間・時期

基本ユニット=1週間

1週～8週間程度 連続していなくても良い

実務実習終了後の

5年生Ⅲ期以降～6年生Ⅳ期

または各期の間の期間など

- ・ 実践実習生の受入れ人数

1回\_\_名 年間\_\_名

# アンケート調査項目-3

- 実習内容  
(モデルコアカリの F-1～F-4 より該当領域を選択)
  - ▷ F-1 薬物治療の実践（個別最適化など）
  - ▷ F-2 他職種連携への参画・職能発揮
  - ▷ F-3 医療マネジメント・医療安全（供給・DI・感染制御など）
  - ▷ F-4 地域医療・公衆衛生（予防・健康支援・災害対応など）
  - ▷ 独自の希望内容
- 内容の概要 各施設の特徴を生かして
- 実施体制（自施設のみ／他施設と連携）

ご静聴ありがとうございました